

行政法Ⅲ－２

(Administrative Law Ⅲ－２)

２学期 木曜 ７・８時限前半
授業時間： ７５分×１０回
単位数： １単位
履修年次： ３年次

担当教員：神橋一彦
研究室：

授業概要：

行政法Ⅰ・Ⅱで習得した行政法の基礎的知識を踏まえ、「行政救済法」（行政争訟法・国家補償法）の分野について、さらに知識を深め、判例や具体的事例の検討を行う。行政救済法の分野は、判例法理のもつ意味がとりわけ大きいので、これをふまえて、具体的な解釈論（そして場合によって解釈論の域を超える場合は立法論）を考える必要がある。そのような観点から、本演習では、実際の行政訴訟実務の基礎となる判例法理の理解と実効的権利救済のあり方を考える際の基本的視座の習得を目標とする。内容的には、行政救済法と憲法との接点にも留意し、行政法総合演習への接続にも配慮する。

授業の到達目標：

行政活動をめぐる紛争に対してどのような訴訟を提起することができるか、そしてその訴訟においてどのような違法事由を主張することができるかについて、行政事件訴訟法及び国家賠償法の手続を中心に習熟することを目的とする。

評価方法：

筆記試験 ７０％、授業への参加態度 ３０％とした総合評価とする。

教科書：

神橋一彦『行政救済法』（平成 23 年近刊・信山社，昨年度まで使用した『行政法 2 講義案・行政救済法』を改訂したもので、現在作業中である。刊行の目途が立ったら、別途連絡する。）

稲葉馨・高木光 編『ケースブック行政法＜第 4 版＞』（平成 23 年・弘文堂）

なお、教科書に準じるものとして曾和俊文ほか編『事例研究 行政法＜第 2 版＞』（平成 23 年近刊，日本評論社）を指定する（発展応用に及ぶ際や自習箇所を指定する際に使用する）。

参考書：

塩野 宏『行政法Ⅱ[第 5 版]』（平成 22 年・有斐閣）

芝池義一『行政救済法講義[第 2 版補訂版]』（平成 15 年・有斐閣）

宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法〔第3版〕』（平成23年刊行予定・有斐閣）
南 博方＝高橋 滋『条解行政事件訴訟法〔第3版補正版〕』（平成20年・弘文堂）
橋本博之『要説 行政訴訟』（平成18年・弘文堂）
小早川光郎・高橋滋 編『詳解改正行政事件訴訟法』（平成16年・第一法規）
園部逸夫・芝池義一 編『改正行政事件訴訟法の理論と実務』（平成18年・ぎょうせい）
西 埜 章『国家補償法概説』（平成20年・勁草書房）

授業計画：

第1週

取消訴訟の訴訟要件①一処分性（前半）

＊基本的考え方

第2週

取消訴訟の訴訟要件①一処分性（後半）

＊処分性拡大論と訴訟手段の選択

取消訴訟の訴訟要件②一原告適格（前半）

＊判例＝「法律上保護された利益説」の内容と射程

第3週

取消訴訟の訴訟要件②一原告適格（後半）

＊行政事件訴訟法9条2項の意味

第4週

執行停止（仮の救済）・訴えの利益の消滅

＊行政訴訟における「時間の問題」と訴えの利益の消滅

＊執行停止制度

第5週

取消判決の効力

＊判決理由と判決の拘束力

第6週

無効の行政行為の救済方法

＊無効確認訴訟と争点訴訟

第7週

義務付け訴訟・差止め訴訟

* 行政権の第一次的判断権の尊重と実効的権利救済

第 8 週

公法上の当事者訴訟と訴訟類型の選択

- * 施設供用行為（空港・自衛隊施設等）差止めの具体的方法
- * 確認訴訟の活用

第 9 週

国家賠償法 1 条に基づく責任①—違法性

- * 国家賠償法 1 条責任の根拠
- * 違法性同一説と違法性相対説

第 10 週

国家賠償法 1 条に基づく責任②—権限不行使に対する国家賠償

- * 裁量収縮論と裁量権消極的濫用論

国家賠償法 2 条に基づく責任

- * 道路・河川の管理責任と国家賠償訴訟